

令和5年6月20日  
東京税関成田航空貨物出張所

各 位

成田航空貨物出張所における通関処理体制等の変更について

行政需要に対する適切な対応及び効率的な業務運営を図るため、成田航空貨物出張所における通関処理体制等を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1. 変更日 令和5年7月1日（土）

2. 通関部門担当事務の変更（変更箇所：下線部）  
(合同庁舎)

変更後		現行	
部門名	担当	部門名	担当
通関第1部門	輸入貨物 00類、01～30類	通關第1部門	輸入貨物 00類、01～30類
通關第2部門	輸入貨物 31～43類	通關第2部門	輸入貨物 31～42類
通關第3部門	輸入貨物 44～70類	通關第3部門	輸入貨物 43～62類
通關第4部門	輸入貨物 71～85類	通關第4部門	輸入貨物 63～83類
通關第5部門	輸入貨物 86～97類（除 9508の <u>生きた動植物</u> ）	通關第5部門	輸入貨物 84～88類
通關第6部門	輸出入貨物 01～97類（定14～ 18、定16を除く減免税）、381 (除 通關7、12部門)	通關第6部門	輸入貨物 89～97類（除 9508 の生きた動植物）
通關第7部門	輸入貨物 01～97類、9807、 <u>9987</u> 、380・381・国連軍 (個人・自社通關 <u>NACCS申告</u> <u>はキオスク端末によるものに限 る</u> )	通關第7部門	輸出入貨物 01～97類（定14～ 18、定16を除く減免税）、 381 (除 通關8、13部門)
通關第8部門	別送品	通關第8部門	輸入貨物 01～97類、9808、 9990、380・381・国連軍（個 人・自社通關）
通關第9部門	船名・数量変更（成航以外で許 可のもの）	通關第9部門	別送品
通關第10部門	輸入貨物 9810、9901～9963、 <u>9980</u> 、輸出入マニ、DOX	通關第10部門	船名・数量変更（成航以外で 許可のもの）
通關第11部門	輸出貨物 01～97類（除 通關 6、7、9、10、12部門） 380・国連軍（輸出入）（除 個 人・自社通關）	通關第11部門	輸入貨物 9811、9901～9963、 9993、輸出入マニ、DOX
通關第12部門	輸出入貨物 01～08、9812、 9508、 <u>9982</u> （生きた動植物及び 生鮮）、 01～97類（定16条に限る）	通關第12部門 (輸出)	輸出貨物 01～97類（除 通關 7、8、10、11、13部門） 380・国連軍（輸出入）（除 個人・自社通關）
—	—	通關第13部門	輸出入貨物 01～08、9813、 9508、9995（生きた動植物及 び生鮮）、 01～97類（定16条に限る）

(南部事務所)

変更後		現行	
部門名	担当	部門名	担当
通関第13部門	輸入貨物 00類、01~97類、 <u>9813</u> 、9901~9963、 <u>9983</u> (一般、定16を除く減免税)	通關第14部門	輸入貨物 00類、01~97類、9814、9901~9963、9981 (一般、定16を除く減免税)
通關第14部門	輸出貨物 01~97類 (一般)	通關第15部門	輸出貨物 01~97類 (一般)
通關第15部門 通關第16部門	戻し税 輸出入貨物 01~97類、 <u>9816</u> 、9901~9963、 <u>9986</u> (生きた動植物及び生鮮、SP、個人・自社通關 (NACCS申告はキオスク端末によるものに限る)、定16)、別送品、380・381、マニ、DOX	通關第16部門 通關第17部門	戻し税 輸出入貨物 01~97類、9817、9901~9963、9991 (生きた動植物及び生鮮、SP、個人・自社通關、定16)、別送品、380・381、マニ、DOX

### 3. 新 NACCS 部門コード

(合同庁舎)

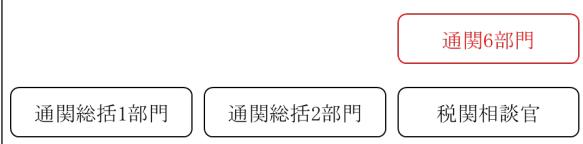
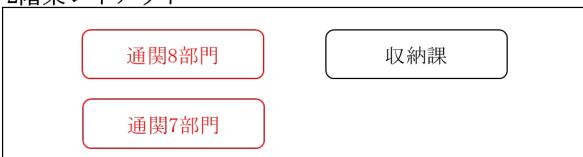
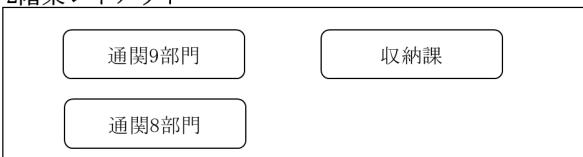
部門名	部門コード	事務分掌 (HS コード等)
通關第1部門	01	00類、01~30類
通關第2部門	02	31~43類
通關第3部門	03	44~70類
通關第4部門	04	71~85類
通關第5部門	05	86~97類 (除 9508 の生きた動植物)
通關第6部門	06	01~97類 (定14-18、定16を除く減免税)、381 (除 通關7、12部門)
通關第7部門	07	01~97類、9807、9987、380・381・国連軍 (個人・自社通關 (NACCS申告はキオスク端末によるものに限る))
通關第8部門	08	別送品
通關第9部門	09	船名・数量変更 (成航以外で許可のもの)
通關第10部門	10	9810、9901~9963、9980、マニ、DOX
通關第11部門	11	01~97類 (除 通關6、7、9、10、12部門) 380・国連軍 (輸出入) (除 個人・自社通關)
通關第12部門	12	01~08、9812、9508、9982 (生きた動植物及び生鮮)、01~97類 (定16条に限る)

(南部事務所)

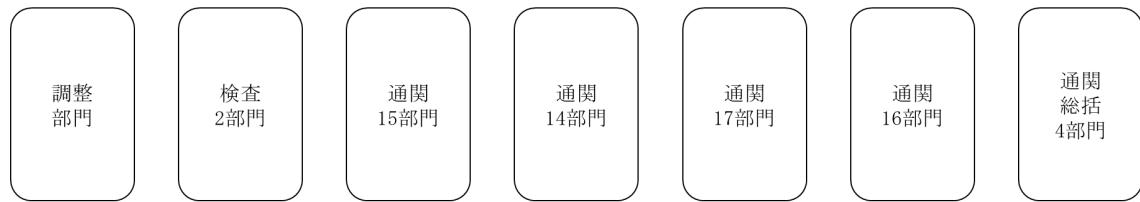
部門名	部門コード	事務分掌 (HS コード等)
通關第13部門	13	00類、01~97類、9813、9901~9963、9983 (一般、定16を除く減免税)
通關第14部門	14	01~97類 (一般)
通關第15部門 通關第16部門	15 16	戻し税 01~97類、9816、9901~9963、9986 (生きた動植物及び生鮮、SP、個人・自社通關 (NACCS申告はキオスク端末によるものに限る)、定16)、別送品、380・381、マニ、DOX

※南部事務所における定率法第19条の3に係る輸出入申告については、「あて先部門」欄に「15」を入力願います。

#### 4. レイアウト変更 (合同庁舎)

変更後	変更前
<b>5階西レイアウト</b> 	<b>5階西レイアウト</b> 
<b>3階東レイアウト</b> 	<b>3階東レイアウト</b> 
<b>2階東レイアウト</b> 	<b>2階東レイアウト</b> 

#### (南部事務所)

変更前

変更後


#### 5. 申告書のあて先、提出先部門についての留意点

- (1) 6月30日までに申告された区分1申告書の7月1日以降の提出先について  
現行各部門宛申告分については、体制変更後の担当に応じた新部門に提出してください。
- (2) 6月30日までに申告事項登録（IDA、EDA等）を行い7月1日以降に申告する申告書の宛先、提出先について  
体制変更後の担当に応じた新部門となりますので、IDA等であて先部門を変更のうえ提出してください。  
6月30日までに申告（IDC、EDC等で予備申告を含む）した区分2以上の申告は、6月30日中にあて先部門へ提出（電子申告においてはMSX）願います。

(3) 6月30日までに予備申告され、7月1日以降に本申告されるもの

①現行通関第13部門及び現行通關第17部門あてのもの

6月30日までに現行通關第13部門又は現行通關第17部門あてに予備申告され、7月1日以降に本申告を行う場合は、現行通關第13部門は新通關第12部門に、現行通關第17部門は新通關第16部門にあて先部門を変更したうえで行ってください。

②その他の通關部門あてのもの

あて先部門の変更は不要ですので、体制変更後の担当に応じた新部門に提出（電子申告においてはMSX）願います。体制変更後の担当に応じた新部門が担当します。

(4) 審査中（保留）の申告について

6月30日の業務終了時点で審査中（保留）となっている申告については、体制変更後の担当に応じた新部門が担当します。

(5) IBP申告書の提出について

6月30日までに行われたBPに係るIBP申告書の提出は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

なお、6月30日までに行われたBPに係るIBP申告を7月1日以降に行う場合は、システムによりBP申請時の提出部門（旧部門）が表示されますので、体制変更後の担当に応じた新部門を強制入力して頂く必要がありますので留意願います。

(6) 修正申告及び更正請求について

6月30日までに輸入許可された申告に対する7月1日以降に行う修正申告（事後調修正を含む）及び更正請求は、体制変更後の担当に応じた新部門に提出して下さい。

（問合せ先）

通關總括第1部門：0476-32-6134

通關總括第4部門：0476-33-0561